

第135回米子市農業委員会農地部会議事録

招集年月日 平成28年6月7日(火)

招集場所 米子市役所 402会議室

開 会 午後1時30分

出席委員 1番 佐々木 知俊委員 2番 田口 正廣委員 3番 高橋 敦美委員 4番 田邊 雄一委員
5番 遠藤 泰三委員 6番 安田 浩史委員 7番 生田 英夫委員 8番 大縄 敬次委員
10番 伊塚 定弘委員 12番 大東 清彦委員 13番 林原 成子委員 14番 森田 正敏委員
15番 中本 公平委員 16番 足立 寛隆委員 17番 松林 貢委員(部会長)

欠 席 9番 仲本 悟委員 11番 泉 新一委員

事務局 高西会長 池口事務局長 宅和係長 山本主幹 長谷川主任 本庄主任

日 程 1 農地法各条申請地現地調査
2 部会長あいさつ
3 議事録署名委員の指名
4 議事
(1) 農地法各条申請審議等
ア 第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について
イ 第12号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
ウ 第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
エ 第14号 米子市農用地利用集積計画の決定について
オ 第15号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議会議員の事務報告
- (8) その他

議事開始 午後2時45分

議長（松林委員）

そうしますと、第135回の農地部会を開催したいと思います。

はじめに、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号6番の安田さんと議席番号7番の生田さんをお願いしたいと思います。本日の欠席は仲本委員と泉委員さんです。

それでは審議に入ります。初めに3ページ議案第11号をお願いいたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

4ページ番号5の淀江町本宮について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（本庄主幹）

失礼します。番号5の淀江町本宮について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は、申請地の小作人である譲受人が、譲渡人からの要望もあり、売買で農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は103aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第

3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願
いいたします。

議長（松林委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

14番（森田委員）

赤木委員さんの代わりに説明いたします。事務局から説明があったとおり、現地を赤木委員さんが確認したところ問題なしとのこと
です。私も現地に行きまして見てみましたが、問題はありませんでしたので、審議をお願いします。

議長（松林委員）

ただ今、事務局と地元委員さんからのご説明いただきました。これにつきましてご意見等ございませんでしょうか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は挙手でお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可と決
定いたします。

続きまして、5ページ議案第12号をお願いします。農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請
について、農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

6ページ番号2の富益町について、地元委員さんから説明をお願いします。

16番（足立委員）

2番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は、富益町の畑で面積は330㎡です。申請人は、三重県に住んで
いまして、45年経過しています。しかも、高齢となり親族の元で生活を望むようになったようです。実家に近い現地に住宅建築を計画
したものです。実行組合の排水同意、土地改良区の同意、隣接耕作者の同意もあります。申請地は、概ね10ha以上の集団農地内にあり
第1種農地に該当します。開発許可につきましては、都市計画法第34条第12号に該当する見込みです。転用については問題ないと思わ
れますので、ご審議をお願いします。

議長（松林委員）

ただ今、地元委員さんから説明いただきました。ご質問等はありませんでしょうか。

無いようでございますので、採決いたします。異議のない方は挙手でお願いします。

全員挙手ということで許可申請は適当である旨の意見を付することといたします。

事務局（宅和係長）

失礼します。補足説明させていただきます。今月の転用案件から、平面図に雨水・汚水の排水経路を記載したものを議案に合わせて送付しております。議案案件については、それと一緒にご覧になっていただけたらと思います。以上です。

議長（松林委員）

今、事務局説明がありましたように、土地利用計画図も一緒にご覧いただきますようお願いします。

続きまして、7ページ議案第13号をお願いいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

8ページ番号16の両三柳について、地元委員さんから説明を求めます。

8番（大縄委員）

16の議案について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

申請地は、両三柳の畑で面積は249㎡です。申請人は、現在官舎で生活しておりますが、この先いつまでも官舎住まいという訳にもいかず、現住所や職場に近い申請地に住宅を計画したものです。土地改良区の同意、実行組合の同意、隣接耕作者の同意もあります。申請地は住宅等連たんする区域に近接する農地で、その規模が10ha未満であり、第2種農地に該当すると思われます。開発許可については、都市計画法第34条第11号に該当する見込みです。転用については問題ないと思われますので、ご審議をお願いします。

議長（松林委員）

ただ今、地元委員さんから説明いただきました。ご質問等はありませんでしょうか。

意見が無いようでございますので、採決いたします。異議のない方は挙手をお願いします。

全員挙手ということで許可申請は適当である旨の意見を付することといたします。

続きまして番号17の高島について、地元委員さんから説明を求めます。

4番（田邊委員）

17番について説明いたします。申請者は議案のとおりです。申請地は、高島の田で面積は1,391㎡です。申請人は、トレーラー、大型車、業務用トラックを所有しております。また、業務拡張により従業員が増加し、駐車場が不足していることもありまして、隣接する

申請地に駐車場拡張を計画したものです。雨水の排水計画につきましては、実行組合からの排水同意は得られていますが、大型トラックが多く、多少とはいえ油が洗車時に流れる可能性があることで、近くに用水もありますし、水路への放流はして欲しくないということで、敷地内にバラスを敷き、地下浸透させる計画となっています。土地改良区から同意は出しました。隣接耕作者の同意もあります。申請地は概ね10haを越える集団農地にあり第1種農地になると思われます。敷地の拡張であるため開発許可は不要です。転用については問題ないと思われますので、ご審議お願いします。

議長（松林委員）

ただ今、地元委員さんから説明いただきました。ご質問等はありませんでしょうか。

高西会長

地下浸透とういことだが問題はないか。

4番（田邊委員）

油はほとんど出ないんですけど、あったらいけんということで。分離槽もありますので。

高西会長

ほんなら、間違いないな。また地下浸透して、周囲から苦情が出るといけんと思ったもんだけん。

4番（田邊委員）

通常は、油がほとんど無い状態だけど、あったらいけんけんということで。

議長（松林委員）

それでは採決いたします。異議のない方は挙手でお願いします。

全員挙手ということで許可申請は適当である旨の意見を付することといたします。

続きまして番号18の両三柳について、地元委員さんから説明を求めます。

8番（大縄委員）

18番の議案について説明いたします。申請者は議案のとおりです。

申請地は、両三柳の畑で面積は186㎡です。申請地は、自衛隊グラウンド裏の農地の一角です。申請人は、市内のアパートで生活していますが、将来のことを考え、小学校や保育園に近い申請地に住宅を計画したものです。土地改良区の同意、実行組合の同意もあります。申

請地は、水道管、下水道管の埋設された道路に面しており、500m以内に二つ以上の教育施設や医療施設がある農地で第3種農地に該当します。開発許可については、都市計画法第34条第11号に該当する見込みです。転用については問題ないと思われしますので、ご審議をお願いします。

議長（松林委員）

ただ今、地元委員さんから説明いただきました。ご質問等はありませんでしょうか。

高西会長

場所はどの辺かな。

8番（大縄委員）

自衛隊グラウンドのすぐ裏です。

高西会長

値段が〇〇〇万円するもんだけん。

議長（松林委員）

無いようですので、採決いたします。異議のない方は挙手をお願いします。

全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付することといたします。

続きまして、番号19の河崎について、地元委員さんから説明を求めます。

8番（大縄委員）

これは、山中委員さんのところですが、19番の議案について説明いたします。申請者は議案のとおりです。

申請地は、河崎の畑で面積は481㎡です。申請人は、夫婦で市内のアパートで生活していますが、将来親の面倒を看るため、自宅から通いやすい申請地に住宅を計画したものです。なお、進入路部分につきましては、所有者と共有にするため、持分2分の1を移転するものです。隣接耕作者の同意、土地改良区の同意、実行組合の同意もあります。申請地は、500m以内に駅がある農地で第2種農地に該当すると思われします。開発許可については、都市計画法第34条第12号に該当する見込みです。転用については問題ないと思われしますので、ご審議をお願いします。

議長（松林委員）

ただ今、地元委員さんから説明いただきました。ご質問等はありませんでしょうか。

高西会長

事務局に聞くけど、ここは、公共下水道の計画はどうなってる。

事務局（長谷川主任）

下水道工事の計画があるかどうかということですか。少なくとも近年に計画は無いようですが。

高西会長

合併槽を使うということは、将来、公共下水を使わんということだけな。

議長（松林委員）

他にありませんか。無いようですので、採決いたします。異議のない方は挙手でお願いします。

全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付することといたします。

続きまして、番号20と21の車尾南2丁目は関連しますので一括審議します。地元委員さんから説明を求めます。

12番（大東委員）

20番と21番について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は、車尾南2丁目の田で面積は933㎡と111㎡です。

申請人は、診療所を営んでいますが、常に駐車場が満車の状態であることから、隣接している申請地に駐車場を計画したものです。農業用水への放流同意、土地改良区の同意もあります。申請地は、住宅、公共施設等が連たんしている区域内の農地であり、第3種農地と思われれます。駐車場なので、開発許可は不要であります。転用については問題ないと思われれますので、ご審議をお願いします。

議長（松林委員）

ただ今、地元委員さんから説明いただきました。ご質問等はありませんでしょうか。

高西会長

これは、おい事務局。20番と21番は買う人は全く違うということか。

事務局（山本主幹）

先ず、20番は〇〇先生の奥さんです。21番は旧姓〇〇で娘さんにあたり、今一緒に働いておられます。

高西会長

わかった。

議長（松林委員）

無いようですので、採決いたします。異議のない方は挙手でお願いします。

全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付することといたします。

続きまして、番号22の淀江町佐陀について地元委員さんから説明を求めます。

13番（林原委員）

山田委員に代わり説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は、淀江町佐陀で面積は852㎡です。申請人は、周辺に便利施設が充実しており住宅地に適していると考え、共同住宅を計画したものです。隣接耕作者の同意、農業用水路への排水同意もあります。申請地は、下水管と水道管が埋設されている道路に面しており、500m以内に2つ以上の病院があるため、第3種農地に該当すると思われます。

また、規模が3,000㎡未満の本件は淀江町では開発許可が不要であります。転用については問題ないと思われますので、ご審議お願いします。

高西会長

これは、どの辺。

事務局（長谷川主任）

先月、建売分譲住宅8区画を見たと思いますが、その隣の隣です。

高西会長

ローソンの角から9号線に向った途中か。

事務局（長谷川主任）

途中です。

高西会長

〇〇とこの田んぼがあるが。

事務局（長谷川主任）

その向かいです。

高西会長

わかった。

議長（松林委員）

無いようですので、採決いたします。異議のない方は挙手をお願いします。

全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付することといたします。

続きまして、番号23の淀江町小波について地元委員さんから説明を求めます。

13番（林原委員）

23番について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は、淀江町小波の畑で面積は181.26㎡です。申請人は、昨年秋に農地転用許可を受けて住宅建築を開始しかけましたが、諸事情を勘案し、当初進入路に予定していた場所とは別の場所に進入路を計画したものです。農業用水路への排水同意もあります。申請地は、他の農地区分に該当しない小集団の農地で、農業公共投資の対象になっていない、生産力の低い農地であるから、第2種農地に該当すると思われます。淀江町は非線引き都市計画区域であるため、規模が3,000㎡未満の本件は開発許可が不要であります。転用については問題ないと思われますので、ご審議をお願いします。

議長（松林委員）

ただ今、地元委員さんから説明いただきました。これについて、ご質問等はありませんでしょうか。

無いようござい。

高西会長

あの、ちょっと。余分なことだけど、何でだって聞く者はないわけ。昨年秋出てきて、なんでこげな具合に進入路が変わったか、何か問題があったのかとか、それでもこれだけ委員さんがおるに、1人か2人位は聞くだろうにと思うけども何も無いが。

ちょっと、これはわしが調べたので言うておくが。申請者もうちに相談に来られた。それで、隣に住んでいる人が、これもよく知っている人だが、表現が悪いけども、いちゃもんがつくだな。それで、できるだけ離れたいって言う訳だ。今更、売買したものをキャンセルもできんけん、進入路を反対側にして、最初出しとったところには擁壁でもしたいって言うようなことだ。ちいた何でだらかっていう質問もしたらええがな。

地権者には、よく調査をしながらこの辺をっていう話をしてあげたけども。まあ以上です。

議長（松林委員）

ただ今、会長さんが補足されましたが、他にご質問等はありませんでしょうか。

無いようでございますので、採決いたします。異議のない方は挙手でお願いします。

全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付することといたします。

続きまして、番号24と番号25について関連しますので一括して審議いたします。地元委員さんから説明を求めます。

3番（高橋委員）

番号24と番号25について説明します。申請地は、日下の畑で24番は512㎡、25番は85㎡です。申請者は、隣接部落の一戸建ての借家で生活していますが、家族が6人で子どもも大きくなってきたことから住宅の新築を考えたものです。農業用水路への排水同意、隣接耕作者の同意、土地改良区の同意もあります。申請地は、10ha以上の集団農地にあり一種農地に該当すると思われま。都市計画区域外であり開発許可は不要であります。また、集落に接続して計画されているため転用については、問題ないと思われま。以上、ご審議お願いします。

議長（松林委員）

ただ今、地元委員さんから説明がありましたが、ご質問等はありませんでしょうか。

無いようでございますので、採決いたします。異議のない方は挙手でお願いします。

全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付することといたします。

続きまして、10ページ議案第14号をお願いいたします。米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。今月は、利用権設定が25件ございます。

それでは、利用権設定各筆明細について、13ページ番号6-1から15ページ番号6-12まで一括して審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（本庄主任）

今月から、利用集積総括表に参考として利用権設定率を記載しています。また、借受人の名前の下にカッコ書きで新規設定、再設定の別と設定後の経営面積を記載していますのでよろしくお願いします。

では、説明いたします。

13ページ番号6-1は、借受人の要望による貸付です。

番号6-2から番号6-3は、再設定です。

番号6-4は、借受人の要望による貸付です。

14ページ番号6-5は、兼業による経営縮小に伴う貸付です。

番号6-6は、借受人の要望による貸付です。

番号6-7から15ページ番号6-12までは、再設定です。

以上、番号6-1から番号6-12までは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくお願いします。

議長（松林委員）

ただ今、事務局からの説明いただきました。これについてご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、決定いたします。

続きまして、17ページ利用権設定各筆明細（農地中間管理権を取得する場合）について、番号6-1から20ページ番号6-13までを一括して審議いたします。事務局から説明願います。

事務局（本庄主任）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。

17ページ番号6-1及び番号6-2は、地権者の意向による貸付です。

番号6-3から18ページ番号6-5は、相対の契約からの付け替えです。

番号6-6及び番号6-7は、地権者の意向による貸付です。

番号6-8は、相対の契約からの付け替えです。

19ページ番号6-9は、地権者の意向による貸付です。

番号6-10は、相対の契約からの付け替えです。

番号6-11から20ページ番号6-13は、地権者の意向による貸付です。

今月の中間管理権を取得しようとする農地は全て、借受予定者がおられます。

以上、番号6-1から番号6-13まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（松林委員）

ただ今、事務局から説明いただきました。これにつきましてご意見、ご質問等があればお願いいたします。

ないようですので決定したいと思います。異議のない方は挙手でお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、決定いたします。

次に、22ページ議案第15号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、別紙、農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。それでは、23ページ番号1から25ページ番号7について、一括して審議いたします。そういたしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（本庄主任）

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。

23ページ番号1から番号3は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

番号4から25ページ番号7は、他に耕作しようとするものがないため配分しようとするものです。

番号1から番号7までの選定理由は以上です。ご審議よろしくをお願いします。

議長（松林委員）

事務局よりご説明いただきました。他にご質問等ございませんでしょうか。

高西会長

ちょっと聞いてみるけど、この米子市泉の〇〇さんは、よそから来なった人か。

事務局（宅和係長）

確認しまして、すぐ報告いたします。

議長（松林委員）

確認のため、休憩いたします。

(休憩中)

議長（松林委員）

再開いたします。

事務局（宅和係長）

〇〇さんですが、去年、島根県から米子に來られまして農業を始められた方です。

高西会長

ありがとう。

議長（松林委員）

他にないようでございますので、採決をしたいと思ひます。異議のない方は挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、決定といたします。

審議事項は以上でございます。続いて報告事項に移ります。

28ページ（1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号2から番号5までの4件を受理しております。

続きまして、29ページから31ページ（2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号6から番号18までの13件を受理しております。

続きまして、32ページ（3）農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、番号7から番号8までの2件を受理しております。

続きまして、33ページ（4）非農地現況証明について、番号1から番号2までの7件を証明しています。

続きまして、34ページから35ページ（5）農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、鳥取地方法務局米子支局からの地目変更登記申請に係る照会に対し、2件を非農地である旨の回答をしております。

続きまして、36ページから37ページ（6）農地転用現況確認書交付について、番号4から番号8までの5件を交付しています。

続きまして、会長に、県農業会議会議員の事務報告をお願いします。

高西会長

(鳥取県農業会議会議員の事務報告)

議長 (松林委員)

事務局から事務連絡をお願いします。

事務局 (宅和係長)

(事務連絡)

議長 (松林委員)

そうしましたら、以上を持ちまして第135回農地部会を終わらせていただきます。

閉 会 午後4時20分